

広島県告示第十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定によって、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成二十六年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

シルバー人材センター連合の名称		変 更 年 月 日
新	旧	
公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会	社団法人広島県シルバー人材センター連合会	平成二十三年四月一日